

別 紙

答申第143号

答 申

1 審査会の結論

島根県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和元年9月9日付け島根県警察本部指令（広報）第100号により行った公開決定は妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 令和元年8月27日に島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公文書公開請求があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容は、「自動車の保管場所の確保等に関する法律、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令および島根県警察本部制定の自動車の保管場所証明事務等の取扱要領に基づく自動車保管場所の要件および適否判断基準の取扱を〇〇警察署で定めた事務取扱要綱、要領等、実際の事務処理の基準を定めた文書または、〇〇警察署が実際の保管場所の適否判断をするために使用している要領、要綱、手引き等の文書」である。
- (3) この請求に対して実施機関は、条例第11条第1項の規定に基づき、令和元年9月9日付け島根県警察本部指令（広報）第100号で次のような決定（以下「本件決定」という。）を行った。

ア 公文書の件名

- (ア) 自動車保管場所証明等事務取扱要綱の制定について（平成29年12月20日島交規甲第623号本部長例規通達）
- (イ) 自動車保管場所証明等事務取扱要綱の細部事項について（平成29年12月20日島交規甲第624号本部長通達）
- (ウ) 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則の施行に伴う交通警察の運営について（平成23年1月4日島交規乙第4号本部長通達）
- (エ) モーターホーム、ボート・トレーラー及びキャンピング・トレーラーに係る使用の本拠の位置の特例及び認定事務処理要領について（平成27年3月6日島交規甲第242号本部長例規通達）
- (オ) 自動車の保管場所証明等事務に係る「自動車の使用の本拠の位置」の解釈基準について（平成29年12月20日島交規乙第625号本部長通達）
- (カ) 代理人による自動車の保管場所証明申請等に関する取扱い上の留意事項について（平成30年12月14日島交規乙第787号本部長通達）
- (キ) 規制 ～自動車保管場所証明申請等事務取扱要領～

イ 決定内容

全部公開決定

- (4) この決定に対して、審査請求人は、本件決定を不服として令和元年9月13日付けで審査請求を行った。
- (5) 島根県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）は、条例第20条第1項の規定に従い、令和元年12月19日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

公文書公開決定処分の内容を変更し、公文書公開請求で公開を求めた〇〇警察署が

独自に作成した実際の自動車保管場所の証明の適否判断をするために使用している要領、要綱、手引き等の文書の公開を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び反論書による主張の要旨は次のとおりである。

ア 管理する自動車保管場所を、他人が購入予定の新車の自動車保管場所として使用させるにあたり、自動車販売会社から〇〇警察署に対し保管場所証明書の発行を代理申請したが、他人名義の車輛間の縦列駐車となる場合には証明書を出せないとの行政処分（指導）があった。

最終的には保管場所証明書の発行にこぎつけたが、この対応に納得がいかず、〇〇警察署の規定、判断基準が不明確であったため公文書公開請求をした。

イ 「親族であれば出入りが自由で、他人であれば出入りできない。」という〇〇警察署の主張には明確な理由（基準）がなく、法令等にも、縦列駐車の場合の所有者が他人の場合、証明書を出せないという〇〇警察署の主張（規定）を示す条項は見当たらない。

あくまでも〇〇警察署長の権限としての自動車保管場所証明の可否判断なので、〇〇警察署の自動車保管場所証明の対応マニュアルがあり、このマニュアルも行政処分（指導）の根拠となる文書であるので、必ず文書公開の対象となる。

ウ 公開された公文書のみであれば、〇〇警察署の担当者の判断ミスと弁明したとしても、「本事案のような他人同士の自動車の縦列駐車の場合は、過去においても証明書を出したことがない」と、〇〇警察署の基準を強調し、主張されるはずがない。もし間違えた判断ミスであれば、上司や他の職員が気付くはずであり、〇〇警察署独自の基準がないと言われるとなると、対応した職員が、署員独自の判断で、故意に自動車保管場所証明申請を保留し発行しないよう仕向けたこととなる。

関係法令も熟知されるべき署員の対応であり、本来公開請求をしている〇〇警察署独自の基準が存在しないと、自動車の保管場所の確保等に関する法律に伴う行政処分（指導）ができないはずなので、必ず文書は存在する。

エ 〇〇警察署独自の基準があるかのように偽って他人に損害を与えることは、刑法第233条の「偽計業務妨害罪」に該当し、県警本部職員は刑事訴訟法により該当事案を告発しなければならないが、「文書は存在しない」かつ「告発しない」ということには矛盾がある。

4 実施機関の主張

実施機関の弁明書による主張は、次のとおりである。

警察署長が行う自動車保管場所の証明等の事務の取扱いについては、自動車の保管場所の確保等に関する法律に基づき、必要な事項を島根県警察本部長が自動車保管場所証明等事務取扱要綱を制定して運用しており、その細部事項等についても、本件公文書公開請求により公開決定した警察本部長通達により示達している。

自動車保管場所の要件及び適否判断に関しては、警察署ごとの事情を考慮すべき必要はなく、統一的な運用を図る必要があることから、警察署長が警察署独自の自動車保管場所の要件及び適否判断基準を作成する規定はない。

〇〇警察署においても、自動車保管場所の証明等の事務の取扱いについては、公開決定した自動車保管場所証明等事務取扱要綱等に基づき行っており、自動車保管場所の要件及び適否判断基準の取扱いを独自に定めてはいないことから、公開決定した文書以外の文書は存在しない。

本件公文書公開決定については、〇〇警察署が実際の保管場所の適否判断をするため

に使用している要領、要綱、手引き等すべてを対象文書として特定し、全部公開したものであり、妥当なものである。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるにあたっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 審査の対象について

本件公文書公開請求に対して実施機関は、上記2(3)のとおり対象公文書を特定し、全部公開決定を行っている。

この決定に対して審査請求人は、〇〇警察署長の権限としての自動車保管場所証明の可否判断であれば、〇〇警察署の自動車保管場所証明の対応マニュアルが存在し、行政処分（指導）の根拠となる文書として公開の対象となるため、〇〇警察署として行った行政処分（指導）であれば、その根拠の文書は必ず存在すると主張している。

そのため当審査会としては、公開された公文書以外の〇〇警察署で定めた事務取扱要綱、要領等、実際の事務処理の基準を定めた文書の存否を審査の対象とする。

(3) 自動車保管場所証明申請の取り扱いについて

自動車保管場所証明申請の取り扱いについて、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年6月1日法律第145号）第1条は「この法律は、自動車の保有者等に自動車の保管場所を確保し、道路を自動車の保管場所として使用しないよう義務づけるとともに、自動車の駐車に関する規制を強化することにより、道路使用の適正化、道路における危険の防止及び道路交通の円滑化を図ることを目的とする。」と規定している。

また、同法第2条第3号は「保管場所とは、車庫、空地その他自動車を通常保管するための場所をいう。」と規定しており、同法第3条は「自動車の保有者は、道路上の場所以外の場所において、当該自動車の保管場所（自動車の使用の本拠の位置との間の距離その他の事項について政令で定める要件を備えるものに限る。第11条第1項を除き、以下同じ。）を確保しなければならない。」と規定している。

本件公文書公開請求において既に公開されている島根県警察本部交通部交通規制課の自動車保管場所証明申請等事務取扱要領（平成27年8月。以下「事務取扱要領」という。）においても、保管場所とは、車庫、空き地その他自動車を通常保管するための自動車を運行する根拠地としての性格及び使用の反復、継続性を備えた場所とされており、自動車保管場所証明の申請、審査及び交付等について、警察署の管轄区域に関わらず、共通の取扱事項が定められている。

上記のとおり、自動車保管場所証明申請の取り扱いについては、自動車の保管場所の確保等に関する法律をはじめ、上記2(3)アの対象公文書の規定に沿って行われるものと認められ、上記4のとおり実施機関が「自動車保管場所の要件及び適否判断に関しては、警察署ごとの事情を考慮すべき必要はなく、統一的な運用を図る必要があることか

ら、警察署長が警察署独自の自動車保管場所の要件及び適否判断基準を作成する規定はない。」と主張していることに不合理な点はない。

(4) 縦列駐車における自動車保管場所証明申請の取り扱いについて

ア 審査請求人は、上記3(2)のとおり、審査請求書において「〇〇警察署から、他人名義の車輛間の縦列駐車となる場合には証明書を出せないとの行政処分(指導)があったが、『親族であれば出入りが自由で、他人であれば出入りできない。』という主張には明確な理由(基準)がなく、法令等にも、〇〇警察署の主張(規定)を示す条項は見当たらない。」との旨を主張している。

この点について、実施機関は弁明書等において主張していなかったことから、当審査会として追加の説明を求めたところ、その内容は以下のとおりであった。

(ア) 縦列駐車による自動車保管場所証明申請があった場合には、自動車保管場所証明等事務取扱要綱の細部事項について(通達)の規定に基づき対応しており、その審査においては「当該自動車が法令の規定により通行することができないこととされる道路以外の道路から当該自動車を支障なく出入りできること。」及び「当該自動車の全体を収容することができるものであること。保管場所が商品置き場、倉庫、作業所等他の目的に使用されている等、実質的に保管場所として使用することができないものでないこと。」を確認している。

(イ) 申請者からの申請に基づき、保管場所の現地調査を行った結果、申請書と調査結果との齟齬があるなど、保管場所としての適否に疑義が生じる場合には、実質的に保管場所として使用できるか否かの実態を申請者等へ確認し、支障がないとの判断に至れば証明書を発行している。縦列駐車で管理者が異なるなど、他方の車両が保管場所への出し入れの支障となるおそれが認められる場合には、当該管理者間の関係や管理者間での連絡の可否などを申請者から聴取することで、保管場所としての適否を判断する場合もある。

イ 上記ア(イ)の内容については、既に公開されている上記2(3)アの対象公文書に明示されていないものの、縦列駐車による自動車保管場所証明申請の取り扱いについて、上記のとおりとする実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、公開された公文書以外の、〇〇警察署で定めた事務取扱要綱、要領等、実際の事務処理の基準を定めた文書の存在を強く推認させるような事情も認められない。

(5) 本件自動車保管場所証明申請への対応について

ア 本件審査請求の発端となった、自動車保管場所証明申請への対応についても実施機関に追加の説明を求めたところ、以下のとおりであった。

本件保管場所証明申請に係る現地調査の結果を申請提出者に連絡する際に、対応した職員が「既存の車両が他人の車であるため、親族等でなければ支障なく出入りできる場所とは言いがたく、この状況で申請は受付できない。親族の車であっても、奥に入れてしまうと乗り降りができない。」との旨を伝えている。

また後日、申請提出者から「本件申請場所後方に駐車している車両の所有者は承諾している。」との連絡があったため、別の職員が「身内以外の方で承諾があったとしても、あらゆる状況において意思の疎通ができない状況があるのであれば、一般的に支障なく出入りできる場所とは言えないので難しい。」との旨を回答している。

イ 本件保管場所証明申請において、最終的に証明書の発行に至った判断についても実施機関に説明を求めたところ、以下のとおりであった。

〇〇警察署〇〇〇〇課の職員が、本件申請車両の駐車方法について審査請求人に再度確認したところ、支障なく出入りできる場所と確認が取れた。

また、現地調査を行った車庫調査員に再度確認したところ、既に駐車されている車

両の駐車方法に留意すれば、本件申請車両の駐車は可能とのことであった。

以上のことから、他の調査結果を含め、総合判断として「適」と判断したものであるが、本件申請に対する一連の対応については「〇〇警察署の規定に、他の車両があり車両の出し入れに支障がある場合は、他の車両の所有者が親族でないといけないという規定がある。」と受け取られた可能性が高い状況である。

ウ 上記ア、イで述べた本件請求に対する実施機関の対応に鑑みれば、審査請求人が〇〇警察署独自の基準があると主張するに至ったことには相当の理由があると思料される。

しかしながら、上記イの実施機関の説明は、保管場所としての適否に疑義が生じる場合に、実質的に保管場所として使用できるか否かの実態を申請者等へ確認し、支障がないとの判断に至れば証明書を発行しているとする上記(4)ア(イ)の説明とも合致しており、〇〇警察署の対応が適切であったか否かについてはともかく、〇〇警察署で定めた事務取扱要綱、要領等、実際の事務処理の基準を定めた文書の存在を強く推認させるような事情までは認められない。

(6) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、〇〇警察署独自の基準があるかのように偽って他人に損害を与えることは、刑法第233条の「偽計業務妨害罪」に該当し、県警本部職員は刑事訴訟法により該当事案を告発しなければならない旨を主張しているが、公開決定等の妥当性について調査、審議する機関である当審査会が判断できる内容のものではない。

(7) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第173号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
令和 元年12月19日	諮問実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
令和 2年10月 8日 (審査会第1回目)	審議 (第2部会)
令和 2年11月19日 (審査会第2回目)	審議 (第2部会)
令和 2年12月17日 (審査会第3回目)	審議 (第2部会)
令和 3年 1月14日 (審査会第4回目)	審議 (第2部会)
令和 3年 2月18日 (審査会第5回目)	審議 (第2部会)
令和 3年 3月25日 (審査会第6回目)	審議
令和 3年 4月19日	島根県情報公開審査会が諮問実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
藤田 達朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長、第1部会長
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第2部会長
福間 恭子	行政書士	第1部会
永野 茜	弁護士	第1部会
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会
和久本 光	弁護士	第2部会